

## 食品安全委員会（第699回会合）議事概要

日 時:平成30年6月5日(火) 14:00~14:28  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席  
傍聴者:報道 1名、行政機関 0名、一般 1名

### 議事概要

#### 福井内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

→福井内閣府特命担当大臣から挨拶が行われた。

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について
- ・ 遺伝子組換え食品等 2品目
    - [1] JPTR001株を利用して生産されたヘミセルラーゼ
    - [2] JPTR002株を利用して生産されたキシラナーゼ

→厚生労働省からの説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 動物用医薬品「ブロムフェノホス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「ブロムフェノホスの一日摂取許容量(ADI)を0.0025mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(食品・飼料)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(食品)」に係る食品健康影響評価については、「『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

→担当の山添委員及び事務局から説明

遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシケナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811（飼料）については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。